

所管部課	まちづくり部 都市づくり課		部長	金子 秀之	
件名	東大和市地域公共交通協議会条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	都市基盤課			
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市地域公共交通計画の策定及び実施等に当たり、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域公共交通計画の策定等に必要となる協議会を設置するため、条例を制定するものである。また、本条例の制定に伴い、「道路運送法」に基づく「東大和市地域公共交通会議」の設置要綱は廃止し、本協議会においてその役割を担うこととするものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <p>ア 所掌事項 協議会は、地域公共交通計画の作成、変更及び実施に関する事項を協議するほか、「道路運送法」に基づく地域公共交通会議の役割も担う。</p> <p>イ 組織 委員30人以内（学識経験者、公募による市民、公共交通事業者等の関係者、関係行政機関の職員、東大和市の職員、その他市長が必要と認める者）で構成する。</p> <p>ウ 分科会 協議会は、所掌事項について専門的な調査及び検討を行うため、又は道路運送法に規定する運賃等の協議をするため、必要に応じて分科会を設置することができる。</p> <p>エ 委員の報酬 附則において、「東大和市非常勤職員の報酬等に関する条例」の一部改正を行う。</p> <p>(2) 施行日 令和7年4月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課において審査済み（令和7年1月）</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等） 本条例の制定に伴い、東大和市地域公共交通会議設置要綱（平成24年5月18日市長決裁）を令和7年3月31日付けで廃止する。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 令和7年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。